

F. ビュイッソンの公教育思想に関する基礎的考察 (5)

— 万博における道徳・宗教教育の視察報告 —

尾上 雅信

本稿では、ビュイッソンの公教育思想をあきらかにする基礎的作業の一環として、ウィーン万博およびフィラデルフィア万博における道徳・宗教教育の視察報告の特質について検討した。報告書でビュイッソンは、(1)おもにアメリカ合衆国の公立学校における道徳教育の新たな展開をとりあげ、(2)公立学校の公共性と世俗性—特定宗教の排除—の原則を確認し(3)特定宗教によらない新たな道徳教育確立の模索を紹介し、(4)その基本を、道徳的模範となるべき教師の個人的努力におき、具体的事例による直観的方法を重視する傾向を、とくに強調して紹介していることをあきらかにした。

Keywords : ビュイッソン, ウィーン万博, フィラデルフィア万博, 道徳教育, 宗教教育

1. はじめに — 研究の目的と本稿の主題

(1) 本研究の目的と本稿の主題

本研究の目的は、フランス第三共和政確立・発展期における教育改革において、当時の文部官僚(初等教育局長等)・大学教授(教育学講座担当)・急進派代議士(主に政教分離・教育政策を担当)等を歴任したF. ビュイッソン(Ferdinand Buisson : 1841-1932)が、その改革のなかで如何なる役割を果たしたかという点について検討することにある。

第三共和政初期の教育改革については従来から制度・政策史的研究が積み重ねられてきたが、その改革の実務上での推進主体であったビュイッソンの思想ないし政策意図および具体的活動の解明を手掛かりとすることによって、改革の制度・政策的史意義のみならず具体的な教育内容・方法レベルでの改革の理念と実際にまで踏み込んだ総合的な再構成と再検討を試みる事が可能と考える。本稿は、こうした目的達成のための基礎的な作業の一環として、これまでの検討にひきつづき、ビュイッソンの事跡(事績)と思想形成の一端をあきらかにしようとするものである。

本稿においては、既にその全体的な概要と特質を

あきらかにしたウィーン万博報告書ならびにフィラデルフィア万博報告書において、万博(学校博覧会)出展各国の初等教育における道徳・宗教教育がどのようにとりあげられ、叙述され、そこに如何なる特質がみられるかという点について検討する。具体的には、①これら二つの報告書における道徳・宗教教育に関する報告内容の構成と概要を紹介し、②それぞれの叙述における基本的な特質をあきらかにし、このことを踏まえて、③報告書執筆時点でのこの問題領域に関するビュイッソンの課題意識について検討するとともに今後の課題を明確にすることを、本稿の主題とする。

(2) 先行研究の検討

これまでとりあげてきたビュイッソンに関する先行研究は、そのほとんどがウィーン、フィラデルフィア万博報告書についてふれているが、具体的内容の検討にまでは踏み込んでいない¹⁾。彼の事跡を最も詳細に踏査したギサ・ペイルも、ウィーン万博報告書は「教育方法における『直観的方法』および初等教育の行政的統計の確立」を強調し、フィラデルフィア万博報告書は「アングロサクソンの教育の真の全体像」を示し「最も理論的な側面から具体的で

平凡なところまで報告している」とするのみである⁹⁾。ただ、エアの近年の論考のみ、「アメリカの教育制度を研究することによりビュイッソンは、一般（普通）教育と、とくに道德教育が近代民主主義にとって如何に重要であるかを強調する」と指摘している点が注目される¹⁰⁾。しかしながら、これも具体的内容の検討もなく、概要の紹介さえしていない。また近年の上垣の論文は、ビュイッソンの道德教育改革への関与をとりあげているにもかかわらずビュイッソンの主要な道德教育関係著作を使用しておらず、その論考のほとんどが先のギサ・ペイルの著書に依拠しており、万博関係史料にはまったくふれていない¹¹⁾。本稿は、こうした先行研究の間隙をうめることも意図するものである。

II. ウィーン万博報告書における道德・宗教教育

(1) 報告の構成と概要

本報告書では、その第6章が「道德および宗教教育」にあてられている。小見出し等による区分はないが、内容は大雑把に、万博出品（展示）物全般についての基本的特徴、ついで全体にわたる、①教育主体の違いによる二つの方式の分類と紹介、②教育方法の二つの分類と紹介、そして実際に展示されたテキスト類の具体的紹介とコメントから構成されている。以下、その概要をまとめておこう。

まず、この「道德および宗教教育」という領域の特徴として報告書は、「その本質そのものから」、感覚でとらえられるような展示物とはなりにくいことを認め、それゆえ実際の展示は、「教育計画と特別な規則、かなりの数のテキスト、これには教師用と授業で用いるものがあり、これらによって展示されていた」ことを指摘したうえで、「宗教教育の現在の仕組みはどうなっているのか、そして現代教育学がそこに導入しようとしている精神は何か」について「概観」しようとする¹²⁾。その際に報告書が第一に注目するのが、教育の主体による違いである。それを引用すれば、「(出展した国々は)どこでも、道德および宗教教育は、教育課程の筆頭に置かれている。その重要性についてはどこでも一致しているが、その方式については、そうではない。現在、二つの方式が存在する。ひとつは、宗教教育を教師に委ねるもの、他方はそれを聖職者に任せる方式である」と¹³⁾。前者、すなわち宗教教育を教師に委ねるのは、フランス、ベルギー、ポルトガル、イタリアの「カトリックの国々」であり、またプロテスタントの国々では、スウェーデン、ザクセン、プロイセ

ン、そしてスイスの一部であると言う¹⁴⁾。後者、つまり宗教教育を聖職者に任せる方式は、ヨーロッパではオランダで始められたもので、「場所は自由で時間は決められているが、いわゆる授業時間外とされ、この宗教教育の授業に子どもを送りだすことは各家庭に任されている」ものである¹⁵⁾。報告書は、こちらの方式についておもにスイス(チューリッヒ、ヌーシャテル、ジュネーヴ)の教育法規(規程)とアメリカ合衆国の「シカゴの公立学校学習計画」を具体的に引用・紹介し、「宗派的な宗教教育」が公立学校の授業時間外に行なわれていることを詳細に紹介している。以下、合衆国についての紹介部分を引用しておこう。「合衆国でも長い間、さまざまな宗派に属する子どもたちが公立学校に在籍することから、同様の体制になっている。つまり、短いお祈り、註釈を加えずに聖書の教行を読むことが、共通に行なわれる唯一の宗教的な儀式であって、宗派的な教育は、さまざまな教会によって、学校の授業時間外に行なわれる体制となっているのである」¹⁶⁾。

これに続けて報告書は、「道德および宗教教育を必修の学習領域としている国々で」教育課程を詳しく編集しているところでは、「二つの教育学的傾向」がみられることを指摘する。すなわち、ひとつは「古い方法で、本質的に記憶術的で機械的な傾向」、そして他方が「新しい方法で全く直観的で実践的かつ教育的な傾向」であるが、大多数は後者の傾向、つまり報告書の言葉を引用すれば、「宗教もまた、心、良心の一種の直観によって、如何に学ばれ、理解され、感じとられるかを説明しようとするもの」であった¹⁷⁾。その具体的事例として、プロイセンの学校規則、バイエルンの小学校教師の著書があげられ、後者についてはかなりの部分を引用して紹介している。その他にも同様な傾向として、スイス、スウェーデンの学校の実例があげられている。これら全体を通して報告書が強調するのは、「教師に遂行が求められているのは、道德および宗教の一種の牧師である」こと、「教師には、子どもの『神についての感覚』を覚醒させることが、知性的実践的な力の覚醒とともに求められている」ということである¹⁸⁾。

最後に報告書は「展示された宗教教育のためのテキスト類」について概観する。具体的には、聖書の内容をやさしく簡潔にまとめたものが「評判の高いもの」とされ、プロイセン、フランスのものが紹介されている。とくにフランス・アシェット社の「聖史」のテキストは、「古典芸術の複製画を子どもたちに眺めさせながら、聖書のあらゆる場面を示そうという意図」にもとづくものとして、高く評価されている¹⁹⁾。

（2）報告書の基本的特質

以上、簡単に報告書の構成と内容を簡単に概観したが、ここでその基本的な特質を大きく四点にまとめて、具体的に指摘しておく。

第一に、「道徳および宗教教育」という標題にもかかわらず、実際にとりあげ紹介・解説している対象が、宗教教育に限定されていることである。これは万博出展各国の現状、すなわち「道徳教育」が何らかの「宗教」の教育に依拠していた実態を反映するものであるとともに、報告書執筆者のビュイツソン自身、とりわけ明確な分別をせずに「宗教教育」として取り扱っている点にも注目しておきたい。

第二に、スイスとアメリカ合衆国の事例の紹介・引用が、きわめて多いことである。どちらも宗教教育を聖職者に任せ、学校の授業時間外に位置づけている事例としてとりあげられるのだが、それが「学校の『世俗性（ライシテ）』原理」を示すものとして解説されている点が重要に思われる。これについて報告書はつぎのように述べている。「我々がここで紹介してきた様々な法規が、キリスト教に対する無関心や敵意の精神から触発されたものと考えらるなら、それは間違いである。学校の世俗化がもっとも徹底的に実施された国々でさえ、正式な教育に関する指示によって、そうした誤った解釈を防ごうとしてきたのだ。すなわちそれらの国々は、本質的にはキリスト教的な教育によって生徒たちの道徳的感覚と宗教的感覚の発達に専念しつつも、教義的な教育を排除できることを教師たちに対して強調しているのである」と⁹³。

第三には、宗教あるいは道徳教育を教師に委ねている国々、とりわけプロテスタント諸国の現状紹介で、その教育において教師の果たすべき役割の重要性について多く、また強調的に紹介していることである。その「もっともラディカルな」教育法規の事例として報告書は、スイス・ヌーシャテルの教育法規を紹介している。すなわち、「教師は生徒たちに、学問の無味乾燥な知識を与えることにとどまってはならず、生徒たちの心を、美しく、善く、道徳的なあらゆる事柄へと向けるように努めなければならない」と⁹⁴。また、アメリカについても先にあげた「シカゴの公立学校学習計画」の紹介において、「学校当局が教師に示している勧告は以下のとおりである」として、つぎのように引用している。「教師にとっては、多くの用心と努力が求められている。この教育においては、教師は何よりもまず、自分自身が生きた模範となるよう心掛けなければならない。すなわち、善、優しさ、思いやり等々に関するあらゆる

読本、あらゆる授業、これらが、荒っぽい一言やちょっとした激怒、あるいは自分勝手な行動によって相殺されてしまわないように」と⁹⁵。

最後に第四として、この領域においても「直観的方法」を重視し高く評価している点である。これは先にあげたプロイセンの学校規則、バイエルンの学校教師の著書、さらに展示されたテキスト類の紹介において、あきらかである。ここでは、この「方法」もまた、教師の役割ないし「力量」に依拠するものとして報告書がとらえていることを指摘しておく。具体的には、バイエルンの著書の紹介のあとで、以下のように評価しているのである。「教師の職務は際限がなく、その権限は、初歩的教育の技術的な知識の教授に限定されるものではない。つまり、子どもなかで何らかの精神的な力、感情、想像力、判断力、反省、良心、意志などを発達させ得るものすべてが、父親の真の代理人である教師の力量によるのである」と⁹⁶。

このように、ウィーン万博報告書においては、道徳および宗教教育としながらも、実際には宗教教育を中心に紹介・評価がなされていること、とくにスイスとアメリカ合衆国における事例、すなわち教育の世俗化原理が貫徹されるなかでのこの領域の教育についての紹介に多くがさかれていること、そしてこの領域の教育における教師の役割の重要性が強調されていたこと、などの特質があきらかになったと考える。つぎに、3年後のフィラデルフィア万博における同じ領域の教育について、どのように報告がなされているか、検討してみたい。

III. フィラデルフィア万博報告書における道徳・宗教教育

本報告書においては、この領域の教育は、「宗教教育」と「道徳教育」とに分割され、それぞれ別個の章でとりあつかわれている。執筆者は、どちらもビュイツソンである。以下、それぞれの構成と概要について概観し、その基本的な特質をあきらかにしたい。

（1）「第22章 宗教教育について」の構成と概要

本章は、その半分以上が歴史的素描である。対象は大雑把には、「教会と国家の分離を促進する宗教的自由の体制」の形成過程、そして実際の学校における宗教教育の展開、具体的にはプロテスタントとカトリックの相剋、に分けられよう。この流れのなかで、最後に当時の現状について、ごく簡単にふれ

られている。したがって、大きくは、三つの部分から構成されていると言える⁹⁰。以下、それぞれについて、概要を紹介する。

はじめに、本章が「(合衆国の) 起源にまでさかのぼり、2世紀半にわたる宗教的問題のあらゆる展開を探る」歴史的素描からはじめるのは、アメリカ社会の宗教的状况、とくに学校におけるその問題を「冷静に」判断するためであると、その理由が述べられている⁹¹。有名なメイフラワー号の「ピルグリム・ファーザーズ」からはじまるこの歴史的素描は、ロジャー・ウィリアムズからウィリアム・ペンの思想と活動の紹介を介して、信仰の自由の原則の確立によって「ヨーロッパの多くの国々が決して体験しなかった状況のなかで、宗教的問題が終止符をうたれ、解決された」ことを描いている⁹²。ここで注目すべきことは、その「解決」の具体的内容、および報告書がそれを、とりわけフランス人には理解が困難なものであるとしていること、の二点である。このことを同時に示す部分を以下に引用しておこう。「とくに我々にとってもっとも困難なことは、現在も多くの人々の間で生きつづけている、宗教的な信仰に関する根本的な協調、しかも反宗教的な意見さえ含むあらゆる意見に対する良心的な尊重についての根本的な、この協調の態度を正しく理解することである」と⁹³。ここに言う「協調の態度」が、すなわち「宗教的な自由」ないし「信仰の自由」の原理であり、学校における宗教教育の問題も、この「視点」から「独自の解決」がなされているとして⁹⁴、以下、現実また実際の学校教育の問題へと展開していくのである。

ここで報告書が注目するのは、アメリカにおける「公立学校」に関する基本的な認識であり、以下、学校教育における宗教教育の問題はすべて「公立」学校に限定される点に注意したい。この公立学校に関する認識を報告書は、「それは公益のための施設であり、国民生活になくてはならないものと認められた機関」であって、「市民を形成」するものであり「学校の使命は、これを越えるものではない」とされ、それゆえに「州は家庭に取って代わったり、子どもたちにあれこれの宗教的信仰を押しつけることはできない」と述べている⁹⁵。そして、つぎのようにまとめる。「我々はこの問題について、あらゆる階層の人々、あらゆる意見を持つ人々に聞いて回った。この基本的な原理、すなわち、州には、学校をはじめ公的な施設において宗教に関して干渉する権利も義務もない、という原理に反対するものはひとりもいなかったのである」と⁹⁶。このように報告書は、合衆国では公立学校を「世俗的かつ非宗教的

な施設」とすること、あるいは「特定の信者だけに役立つもの」としないことが「基本原理」とされていること、そしてこれが学校における宗教教育の問題に対する合衆国の独自の解決であることを強調するのである⁹⁷。しかしながら、これはあくまで「理論的な」解決であって、現実また実際にはこの問題は未解決であることを、報告書はつづけて述べていく。それが、プロテスタントとカトリックの相剋である。この点について、報告を簡単にまとめれば、つぎのようになる⁹⁸。伝統的に国民の大多数を占めてきたプロテスタントにとって「聖書」は特定宗教の聖なる書物ではなく、普遍的な道徳の規則であり、すべての文明人に必要不可欠な書物であった。それゆえ、合衆国の学校では現実には聖書の一節を註釈をくわえずに毎日読ませるという「習慣」が行われてきた。これに対し、おくれて渡米してきた新たな移民とともに数を増してきたカトリック信者の側から非難の声があがる。このような「習慣」はカトリック信者の子どもたちにプロテスタントの教えと実践を「知らぬまに」おしつけ、従わせることとなるというのである。ここで、カトリックの人々が抗議したのは、「良心の自由」「信仰の平等」そして「公立学校の(宗教的)中立性」の名の下においてであった。これには、プロテスタント側も即座に賛同したのであったが、現実には両者を満足させる解決は大変困難で、今日にいたるまで未解決であるというのである。そして、現在でも公立学校においていまだにわずかながらも宗教的な活動が存続していることを認めながら、報告書はつぎのように、あいまいな締めくくり方をするのである。すなわち、「実際のところ、真実は、教師の個人的な行為が決定的であるということだ。学校は教師そのものなのであり、教師が宗教的であれば学校もそうなるし、教師が無関心なら学校もそのようになるのである」と⁹⁹。現状ないし実際については、報告書はこのようにあいまいにならざるを得なかったのであるが、本章では、合衆国においては公立学校は世俗的かつ非宗教的な施設とされ、「本質的に『非宗派的』である」¹⁰⁰こと、それは「他の信仰を排除してただ一つの信仰のみに属し貢献する性質をもつ施設への国家(州)のあらゆる出費の拒絶という意味」¹⁰¹であるとされる基本原理が繰り返し強く確認されていたことに注目しておきたい。

(2) 「第23章 道徳教育」の構成と概要

本章では、道徳教育のみをとりあつかっている。やはり小見出し等による区分はないが、内容は雑

把に、政教分離の原則の確認からはじまり、合衆国において道德教育が困難かつ緊急の課題とされる状況と原因の紹介・分析、その解決策としての新たな道德教育の模索状況と改革動向の紹介および分析、最後にその改革動向に見られる基本原則を実際の万博での展示物で確認した成果、にわけられる。それぞれ、大量な資料 — 著作、会議録、講演録、雑誌論文・記事、視察・見聞の記録、展示物等 — からの引用が豊富になされている点が、特徴的である。以下、それぞれの概要を紹介しよう。

まず、合衆国における政教分離の原則が(公立)学校における道德教育の実際に及ぼす影響についてである。このことを報告書は、「ヨーロッパ、とりわけフランスとドイツでは、教育課程、諸規則および施設の精神そのものが道德教育を宗教教育に緊密に結びつけ、むしろ従属させている」のに対して、合衆国では、「状況や情勢の論理的必然性が、宗教から分離した道德教育を組織することを必要としている」とし、その原因は、「宗教(教育)が、公立学校において禁止されているからである」と述べている⁹⁰。では、そうした道德教育の組織化の要求が十分に満たされているかといえば、「我々はそうは思わない」と、報告書は評価する⁹¹。その原因の分析が、合衆国における道德教育を困難にしている状況ないし原因の分析へとつづくのである。この原因について、報告書はややあいまいながら、およそつぎの四点を指摘している。①青少年に対する家庭と教会の影響力の弱さ、これと重複するが、②父親と母親、教師の權威の無さ、③青少年の早熟な成長、これは、子どもたちが早くからあらゆる階層・年齢・性・出自の仲間たちと自由に絶え間なく接触する社会的環境も意味している。そして、④「合衆国特有とは言わないが、驚くべき広がりを見せている」ものとして、子どもたちが「学校を終えるやいなや」遭遇する社会的な害悪(邪悪)の存在、である⁹²。こうした困難が存在するがゆえに、それがまた新たな道德教育の求める動機にもなっていることを、報告書はさまざまな資料を引用しながら指摘していく。たとえば、ペンシルバニアの視学官の公式報告書からつぎのように引用する。「我々が邪悪を追放できるのは、それが良く管理されていれば、我々の学校によってである。・・・中略・・・そのためには、学校における道德教育が、まったく新たに展開されなければならないのだ」と⁹³。報告者は、こうしたさまざまな資料から、「アメリカの真の愛国者たちが邪悪の存在を指摘し、その解決策を求める洞察力と情熱」をみだし、「学校における強い道德教育への要求が、こうした真摯な精神をとらえて離

さないものである」と結論づけている⁹⁴。では、そのための、つまり「まったく新たに展開され」る、あるいは「強い」道德教育への模索は、どのようなものか。報告書の叙述はこの問題へと展開していくのである。

この点について報告書はおよそ、三つの方法ないし方向性を指摘する。その第一の方途について、つぎのように端的に述べる。「こうした道德教育を行なうためには、どのような方法がとられるのだろうか。すでに見たように、もっとも古くもっとも一般的な方法、つまり宗教から引き出す方法は、アメリカの公立学校においてはすでに消滅するか、やがて消え去るであろう。教義的教育はもはや学校における市民権を失っているために無くなっているのであり、それゆえにまず、道德を自然宗教あるいはキリスト教のあらゆる宗派さらに唯心論哲学の共通の遺産である非常に一般的な信条に依拠させることが提起されたのである」と⁹⁵。つまり、特定の宗教ないし宗派の教えにもとづくのではなく、キリスト教諸派および唯心論哲学に共通して認められる教えをもって、道德教育を構築しようとする試みである。この方法に対して報告書は直接的な評価はしていない。「ニューイングランドのもっとも有力な教育機関誌『教育雑誌 (le Journal d'éducation)』」の記事を引用しているのみである。「義務についての愛、勤労・活発さ・質素・時間の節約・正直・絶対的な誠実さ・『自制心』・他人の権利の尊重・遵法の精神・清潔さ・善行・言葉の正しい使い方と丁寧さ・忠誠・慈善・愛国心・一般的意味での宗教心、これらの観念を子どもたちに教え込もうという考えに、異議を唱えるものはいるだろうか?」と⁹⁶。間接的ながら、この方法では、道德教育の内容が一般的で異議のでない、それゆえ無味乾燥な徳目の列挙になってしまう点を消極的また否定的に評価していると考えられるのである。報告書のあげる第二の方法は、道德についての体系的で学問的な教育、還元すれば道德科学ないし倫理学による道德教育への模索である。これは合衆国でも西部諸州にみられる傾向であるとして、報告書はつぎのように述べ、一定の評価をしている。「ドイツの影響の顕著なところでは、道德についての体系的かつ学問的な教育をつくりあげることが熱望されている。アイオワ州の『ハイスクール』の生徒の数多くの作文が、そうした授業の展開について把握させてくれた。人間の本質、目的、義務についての知識を生理学と心理学から同時に如何にして引き出そうととしているかを見ることは、興味深いものであった」と⁹⁷。この方式については、報告書ないし執筆者のユイッソン自身は比較的好

意的な評価をしているように思われる。しかし、つづけてつぎのように述べるとき、合衆国における道徳教育革新にむけての努力の中心的方向性、少なくとも報告書がそのように把握するものがこの方式ではなく、第三のものであったことはあきらかである。その第三の方式の内容も示すものとして、以下に引用しよう。

「アメリカ教育の信奉者たちがもっとも期待しているのは、よく言われるような、倫理学の授業ではないことはあきらかである。この人たちは、個人の活動、実際の生活、具体的事例、学校の道徳的雰囲気のもつ親密で深くしみ込むような影響力に、いっそうの価値を与えている。もっとも注目すべき努力がそそがれたのは、この方面である。教育集会 (meetings scolaires), 教員研修会 (Teachers' Institutes), 教育に関するさまざまな協会の会議において、そのもっとも多くの会員たちが語り、主張するのは、この方向においてなのである」と⁹⁰。この努力の事実を示すため、またその「方向(性)」の内実をあきらかにするため、報告書はおもに視学官の著書と講演録、実践記録を引用・紹介していく。そのはじめに、つぎのように読者に注意をうながしている点がある。その「方向」の内実を報告書がどのようにとらえ、また強調しようとしていたかを理解するうえで、注目されよう。すなわち、「(著者が)教師に対して、その行動のなかで直接あるいは間接的に生徒にとって悪い教訓、無神経さや道徳的弱さの事例となってしまうものすべてを、どんなに深刻に、厳格に問題にしているか、耳を傾けなければならない」と⁹¹。ここには、道徳教育革新あるいは新たな道徳教育の確立において、その根本を教師の個人的な努力ないし指導力に依拠しようとする「方向」の内実、少なくとも報告書がそのようにとらえていたことが述べられていると言える。このことは、報告書が紹介する他の視学官の「公式報告」の引用箇所からも確認できる。それはつぎのようである。「有徳、慈善、修養という高貴な理想が実現されるには、二つのやり方がある。(まずは教師)自身が絶えずそれに向かって行動すること、ついで生徒たちをその理想に向かって全力で追求させるように、低次元の発想から解き放つように、事例と教訓で導くことである」と⁹²。さらに注目すべきことは、道徳教育における教師の個人的な姿勢・取り組み・努力を強調して紹介・引用する一方で、報告書はまた、具体的指導法のうえでは、子どもの自発性がたいへん尊重されようとしていることも、合衆国の道徳教育革新の特徴のひとつとしている点である。これは、同じ視学官の別の講演録を紹介・引用することで、明確

にしている。その引用は、以下のとおりである。「子どもを育てなさい、しかし服従させてはならない。指導しなさい、しかし、子どもの意志を決して打ち砕いてはならない。正義と誠実とを両立させるあらゆるやり方で、子どもの良い意欲とその性格の良さを引き出しなさい。子どもの権利を誠実に尊重しなさい。その過ちを優しくただしてあげなさい。子ども自身のなかの自信を激励してあげなさい。子どもを、真の共感をもって見守りなさい。そうすれば、子どもの共感があなたにたへと確実に応えてくるだろう」と⁹³。このように教師の姿勢・努力に訴える文言を引用をしたあと、報告書はつぎのように述べるのである。「我々がこの講演を強調したのは、その正しい見解のゆえだけではなく、それがアメリカの教育方法の注目すべき特徴のひとつを明確に示しているからである。我々は、子どもの自由、自発性、活動性へのこうした尊重が、道徳教育の第一の条件であり、教師の第一の義務と考えられていることを述べたいのである」と⁹⁴。こうして報告書は、合衆国の新たな道徳教育革新の「方向」の内

実として、教師自身が道徳的事例の模範となり、かつ子どもの自発性・活動性を抑制することなく導くことを見いだしている。その総括として報告書は、さきのペンシルバニアの視学官報告をふたたびとりあげ、それを「(合衆国の)公立学校における道徳教育の完璧な素描」として、「短縮することは許されても削除することは当然非難されるような引用によってまとめよう」とするのである⁹⁵。その「まとめ」の要点は、およそつぎのようになるだろう。「教師の任務は、子どものなかに以下のことがらを平行して発達させること」であり、それは①「義務の観念と自分たちのあらゆる義務についての認識」、②「道徳的感覚」、そして③「善をなす『意志』」の三つの力である。その指導にあたって教師が注意すべき原則としては、「常に子どもの良心に訴える」こと、「具体的な事例だけが子どもの心に働きかける唯一のものであること」「子どもを屈伏・服従させるようなことは決してせず、やさしく善へと導き、説き聞かせ」ること、である⁹⁶。

以上の「まとめ」の後、このような「原則」が実際の万博の展示物にどのように見られるか、最後に報告書はこの点にふれている。報告書がとりあげる展示物は、具体的な生徒の課業ないし宿題 (devoirs) であるが、その観察結果は、基本的には上述した「原則」の確認である。実際の展示物(課業ないし宿題とは具体的には生徒の作文と思われる)の性質上、子どもの自発性・活動性の尊重の側面が強く打ち出されている点が特徴的である。報告

書は、つぎのように述べている。「展示された一連の課業(宿題)を通してみえてくる全般的な事実、それは道徳教育の問題を根本からあきらかにしないけれど、収集するものにとっては無関心ではられない事実である。それは、アメリカの教育が常に自由な意志へと向かいそれを受動的な服従におしまげることなく、理性の法則にそれ自身で従うようにさせているという事実である」と⁹⁰。さらにまた、「アメリカの展示に含まれる生徒の課業(宿題)の膨大なコレクションをみてまわると、さまざまな形で現れる自由、率直さ、陽気さ、熱意、大胆さに、我々は幾度となく驚かされた。・・・中略・・・子どもに問い掛けるだけでなく、我が国ではそうすることが滑稽もしくは危険に思われるような年齢の子どもの言うことに耳を傾け、その意見を取り入れる。子どもへの率直な語りかけ、子どもに率直に話させようとするのがあまりにも強烈なため、それはヨーロッパの原理や方法に激しい衝撃を与えるのである」と⁹¹。

以上のように本章では、政教分離の原則の下、特定宗教・宗派によらない道徳教育の確立をめざす合衆国の取り組みを紹介するものであり、そこでとくに注目されたのは、新たな道徳教育確立の原則、具体的には、教師個人が道徳的模範となるよう行為する努力、子どもを規律等に抑圧的に服従させるのではなく具体的事例の提示を通してその理性に働きかけ納得させていこうという教育方法の基本方針ということであったと言えるだろう。

IV. おわりに — まとめと今後の課題

本稿では、ビュイッソンの執筆したウィーン万博報告書およびフィラデルフィア万博報告書において、万博出展各国の初等教育段階での宗教・道徳教育がどのようにとりあげられ、叙述され、そこに如何なる特質がみられるかという点について検討した。最後に、そのまとめをするとともに、報告書執筆時点でのこの教育問題に関するビュイッソンの問題意識、換言すれば、ふたつの万博(学校博覧会)からビュイッソンは何を学びとろうとしていたのかという点について、今後の課題もふくめて検討する。

ウィーン万博報告書においては、標題は道徳および宗教教育としながらも実際には宗教教育を中心に紹介と評価を行なっていたこと、とくにスイスとアメリカ合衆国の事例、すなわち教育の世俗化原則が貫徹されている国でのこの領域の教育についての紹介に多くがさかれていたこと、そしてこの領域の教育においては教師の個人的役割が重要な意味をもつ

ことが強調されていたこと、の三点を特質としてあきらかにした。また、それから3年後のフィラデルフィア万博に関する報告書においては、この領域の教育は宗教教育と道徳教育に分割されて個別に報告されていること、それぞれ対象となる学校は「公立学校」に限定されていること、そして宗教教育に関する報告では、合衆国における公立学校は「本質的に『非宗派的』である」という学校の世俗化原則が確認されていること、それを受けて道徳教育に関する報告においては、特定宗教に依らない新たな道徳教育確立の模索が紹介され、その基本原則すなわち、教師個人が道徳的模範となるよう行為する努力、子どもを抑圧的に服従させるのではなく具体的事例の提示を通してその理性に働きかける教育方法の基本をとりあげていたことを、特徴としてあきらかにした。

ふたつの万博にビュイッソンが視察のために派遣された当時のフランスは、普仏戦争の敗北、第二帝政の崩壊とパリ・コミュンの動乱の冷めやらぬなか、かろうじて共和政体が成立したばかりであった。いわば、共和派が政権の座につき名実ともに第三共和政が確立する前後の動乱期であった。初等教育はいまだに旧制度下のファルー法(1850年3月15日の法律)のもとにあり、とりわけ隣国ドイツと比較してその立ち遅れが広く認識されていた⁹²。とりわけ共和派にとっては、ファルー法下で宗教勢力、具体的には修道会の実質的支配下にあった初等教育を共和政国家による公教育制度として再構築することが焦眉の課題であった。ビュイッソンの報告書にみられた特質、とりわけアメリカ合衆国の公立学校制度とその基本原理、それにもとづく新たな道徳教育の模索についての力のこもった紹介・引用は、この課題に応えるものであるとともに、その後のビュイッソン自身が直接係わる教育改革の方向性と内容を予想させるものと言える。ビュイッソンは、これらの報告書、1878年パリ万博での教育講演会等の功績により、1879年2月に公教育省初等教育局長に就任し⁹³、初等教育改革の実務にのりだすこととなる。そのプロセスの解明と局長すなわち改革実務の実際の担当者としての言説の分析、そのなかで万博報告書の内容がどのように生かされていくかについての検証を、今後の課題としたい。

〔付記〕 本稿で使用したウィーン万博報告書とフィラデルフィア万博報告書はともに筑波大学附属図書館所蔵のものであり、利用にあたっては岡山大学附属図書館相互利用担当の職員の方にたいへんお世話になりました。

註

- (1) たとえば, Hayat, P.; *La Passion Laïque de Ferdinand Buisson*, Paris, 1999, p.20., Loeffel, L.; *Ferdinand Buisson : Apôtre de l'école laïque*, Paris, 1999, pp.15-16., Dubois, P.; *Le Dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire de Ferdinand Buisson, Répertoire biographique des autres*, Paris, 2002, p.47.
- (2) Gueissaz-Peyre, M.; *L'Image émigmatique de Ferdinand Buisson*, Paris, 2003, pp.217-218.
- (3) Hayat, P.(d.); *Ferdinand Buisson : Education et République*, Paris, 2003, p.69.
- (4) 上垣 豊「ライシテと宗教的マイノリティー フランス第三共和政初期の教育改革とプロテスタント」, 望田幸男・橋本伸也編『ネイションとナショナリズムの教育社会史』昭和堂 2004年
- (5) Buisson, F.; *Rapport sur l'Instruction primaire à l'Exposition Universelle de Vienne en 1873 par F. Buisson*, Paris, 1875, p.143.
- (6) loc. cit.
- (7) loc. cit.
- (8) *ibid.*, pp.143-144.
- (9) *ibid.*, pp.144-145.
- (10) *ibid.*, p.146.
- (11) *ibid.*, p.148.
- (12) *ibid.*, p.150.
- (13) *ibid.*, p.145.
- (14) loc. cit.
- (15) *ibid.*, pp.145-146.
- (16) *ibid.*, p.148.
- (17) *Rapport sur L'Instruction primaire à L'Exposition Universelle de Philadelphie en 1876, présenté à M. le Ministre de L'Instruction Publique au nom de la Commission envoyée par le Ministre à Philadelphie, par F. Buisson*, Paris, 1878, chapitre XXII, なお, 本章の後半は第二部として「日曜学校」についての詳細な紹介となっているが, 本稿では考察の対象としない。
- (18) *ibid.*, pp.451-454.
- (19) *ibid.*, p.454.
- (20) loc. cit.
- (21) loc. cit.
- (22) loc. cit.
- (23) *ibid.*, p.455.
- (24) *ibid.*, p.456.
- (25) *ibid.*, pp.456-462.
- (26) *ibid.*, p.463.
- (27) *ibid.*, p.456.
- (28) *ibid.*, p.462.
- (29) *ibid.*, p.477.
- (30) loc. cit.
- (31) *ibid.*, pp.477-478., なお, この「邪悪」について, 具体的には, 盗み, 酷罰, 風紀の乱れなどから公金横領などの政治的スキャンダルまで広くとりあげている。*ibid.*, p.478.
- (32) loc. cit.
- (33) *ibid.*, p.481.
- (34) *ibid.*, p.482.
- (35) loc. cit.
- (36) loc. cit.
- (37) *ibid.*, p.483.
- (38) loc. cit.
- (39) *ibid.*, p.486.
- (40) *ibid.*, pp.484-485.
- (41) *ibid.*, pp.486-487.
- (42) *ibid.*, p.488.
- (43) loc. cit.
- (44) *ibid.*, pp.488-489.
- (45) *ibid.*, pp.489-490.
- (46) Loeffel, L.; *op. cit.*, pp.14-15.
- (47) Hayat, P.; *Ferdinand Buisson.*, *op. cit.*, p.70.